

住民説明会（令和元年5月11日（土））

西平井・鰭ヶ崎地区及び鰭ヶ崎・思井地区区画整理事業地区に係る通学区域について

1. 通学区域設定について

質問・意見	回答
今年、鰭ヶ崎小学校1年生の子どもがいる。通学区域的には、流山小学校となるエリアであるが、転校が必要か。また、下に兄弟もいるが、その子はどうか。（西平井在住・男性）	既に、通学しているため、指定学校変更の手続きにより、引き続き、現在の学校へ通学することが可能である。下の子ども同様に、指定学校変更の手続きにより、兄弟一緒の学校へ通学することができる。
現在、指定学校変更の許可エリアに居住している。変更の申請はいつすべきか。案内は事前にいただけるのか。（鰭ヶ崎在住・女性）	新1年生（小中ともに）は、就学時検診案内や入学通知書（ハガキ）が届いた時点で学校教育課へ指定学校変更の手続きが必要。それ以外の学年は、然るべき時期にご案内するよう検討している。
小学校から中学校へ進学するに際しての、指定学校変更の許可基準はどのように考えておけば良いか。友人関係もあるため、特に気になる。（鰭ヶ崎在住・女性）	基本的に、今回の字変更に係るエリアに関しては、許可する方向で考えている。
許可するエリアについて、いつごろまで、そのような運用で検討しているか。（鰭ヶ崎在住・女性）	字変更の時に、既に住民登録されている方は、基本的に許可する方向である。よって、通学区域変更後に、転入される方は、その限りではなく、通常の「指定校変更許可基準」に準じて判断となる。
「指定学校変更許可基準」について、より詳細に説明していただきたい。比較的近い地区での市内転居で学区が変わってしまった場合などは、どのように考えておけばよいか。（鰭ヶ崎在住・男性）	通学区域境や兄弟案件など様々、該当する要件もあるが、今回の字変更に関して、個別の事情があれば、個別に対応していく方向性である。
「指定学校の変更手続きを簡素化（返信はがき等）していただきたい。」（鰭ヶ崎在住・男性）	保護者の負担軽減を鑑み、今後、教育委員会内で、検討していく。

住民説明会（令和元年5月11日（土））

西平井・緒ヶ崎地区及び緒ヶ崎・思井地区区画整理事業地区に係る通学区域について

2. その他要望・質問

質問・意見	回答
自治会のエリアに変更はあるか。（緒ヶ崎在住・女性）	現時点で、変更はない。 （市コミュニティ課聴取）
本日、投影されているスライドはいただけるか。（西平井在住・男性）	後日、市ホームページにて公開するため、そちらでご確認いただきたい。